

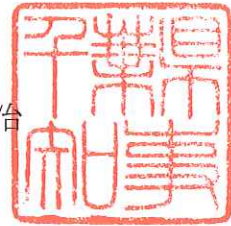
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都世田谷区瀬田四丁目29番14号

氏 名 東邦ビルト 株式会社
代表取締役 飯田 秀二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成22年9月13日

許可の有効年月日 平成27年9月12日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（脱水後及び容器入りのものに限る）、イ 廃油、ウ 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、キ ゴムくず、ク 金属くず（自動車等破砕物を除く）、ケ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、コ がれき類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成22年9月13日 新規許可

4. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

※ 営業の範囲は、千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県の区域とする。

以下余白